

富山市指定障害児通所支援事業者・障害児相談支援事業者 に対する行政処分等の処分基準

本項に示す内容は、本市が指定障害児通所支援事業者・指定障害児相談支援事業者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）に対する行政処分等の検討を行う場合の程度決定に関する考え方を定めたものであり、厚生労働省が「介護保険施設等に対する監査マニュアル」とともに定めている「処分基準の考え方の例」を参考に作成した「富山市介護サービス事業者等に対する行政処分等の処分基準」に準じている。

1 行政処分等の実施の目的

児童福祉制度は、児童が社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されることを目的として設けられている。

そして、サービスを提供する事業者については、人員、設備及び運営基準に従い、利用者的人格を尊重し、法令を遵守し、適切なサービスを提供することが義務付けられている。

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく指定障害児通所支援等事業者等に対する行政処分は、指定障害児通所支援等事業者等がこれらの義務を果たさず、制度の趣旨・目的に反する行為を行っている場合に、その不正行為を抑止し、利用者の尊厳及び適切なサービスを受けられる状態を回復し、再発防止を図ることに資する厳正な措置を行うものである。

また、行政処分等は、不正行為の事実認定、処分事由への該当性判断、処分等の程度決定、最終的な処分等の通知まで、法令等に基づき、社会通念にも照らし合わせつつ、合理的な根拠を持って行うことにより、市民の安全安心及び制度の信頼を確保することを目的とする。

2 前提となる考え方

- ・行政処分等は、障害児通所支援事業者等が行った不正行為が児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の24第1項各号及び法第24条の36第1項各号の処分事由のいずれかに該当する場合に行われるものである。ここでは、過去の行政処分等の事案の処分事由のうち大層を占める人格尊重義務違反、人員基準違反、運営基準違反、不正請求及び不正の手段による指定の5つに該当する場合の処分等の程度決定について定めている。
- ・処分等の程度決定にあたっては、原則として、不正行為の内容・程度を処分事由ごとに照らして判断するものとし、処分事由のうち、監査時の虚偽報告及び虚偽答弁についても、もとよりこれのみを事由として処分等を行うことができるものであるが、ここでは、虚偽報告等による隠ぺい前の事実が該当する不正行為自体が該当する処分事由の程度決定時の加重項目として取り扱う。
- ・処分等の程度については、指定取消、指定の全部効力停止及び一部効力の停止という処分の程度をA級～D級という態様に分類し、そのうち全部効力停止については期間、一部効力停止については期間及び内容により区分するものとする（表1、表2）。なお、人員基準違反及び運営基準違反については、原則としてそれらの処分の前段階として、行政指導たる勧告（勧告に従わない場合、命令）がある。ただし、人格尊重義務違反、不正請求及び不正の手段による指定については、児童福祉法上、行政処分の事由となるため、勧告とはならない。

表1 基本となる処分等の態様

処分事由	態様 (級)	基本となる 処分内容	根拠条文
人員基準違反	A級	勧告	通所支援：法第21条の5の23第1項第2号 相談支援：法第24条の36第1項第3号
運営基準違反	A級	勧告	通所支援：法第21条の5の23第1項第3号 相談支援：法第24条の36第1項第4号
人格尊重義務違反	C級	指定の全部 効力停止	通所支援：法第21条の5の24第1項第3号 相談支援：法第24条の36第1項第2号
不正請求	C級	指定の全部 効力停止	通所支援：法第21条の5の24第1項第6号 相談支援：法第24条の36第1項第5号
不正の手段による 指定	C級	指定の全部 効力停止	通所支援：法第21条の5の24第1項第9号 相談支援：法第24条の36第1項第8号

表2 行政処分等の態様(級)及び内容

態様	内容 (期間等)
A級	勧告(人員基準違反、運営基準違反時のみ)、勧告以外の行政指導
B級－1号	指定の一部効力停止1月(新規利用者受入停止等)
B級－2号	指定の一部効力停止3月(新規利用者受入停止等)
B級－3号	指定の一部効力停止6月(新規利用者受入停止等)
B級－4号	指定の一部効力停止1年(新規利用者受入停止等)
C級－1号	指定の全部効力停止1月
C級－2号	指定の全部効力停止3月
C級－3号	指定の全部効力停止6月
C級－4号	指定の全部効力停止1年
D級	指定取消

※指定の効力停止の期間(号)については、原則として、1月、3月、6月、1年の4区分とする。

3 基本的な考え方

(1) 処分等の程度決定に当たっては、原則、以下の各段階を経て決定する。

- ①処分事由ごとに、基本となる処分等の態様を定める。人員、設備及び運営基準違反については、法の定めにより原則として「勧告」とする。その他の不正行為については、行政処分のうち中位的な態様である「指定の全部効力停止」とする。
- ②処分等の対象事案の個別事情を当該処分等の態様に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去5年の行政処分等という項目に関し、基本となる処分等の態様に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を定める。
- ③処分等の態様が指定の全部効力停止又は一部効力停止となる場合の基本となる処分の期間については、3月とする。これに個別事情を当該処分の期間に反映させるために、処分事由ごとに、利用者被害、法益を侵害している様態・程度、故意性、常習性、組織性、悪質性及び過去5年の行政処分等という項目に関し、基本となる処分の期間に加重又は軽減する場合の内容及びその程度を定める。加重又は軽減は月単位とし、基本となる処分の期間として定めた3月に加重・軽減の月数を加え、その月数に応じて、加重・軽減後月数を決定する。

表3 処分期間の換算表

加重・軽減後月数	換算程度(号)	内容
1～2月	1号	指定の全部又は一部効力停止1月
3～5月	2号	指定の全部又は一部効力停止3月
6～8月	3号	指定の全部又は一部効力停止6月
9月～	4号	指定の全部又は一部効力停止1年

④処分等の態様が指定の一部効力停止となる場合の内容の詳細については、以下のとおりとする。

- (ア) 原則として、新規利用者の受入停止とする。
- (イ) 処分対象事業種別と処分原因によっては、業務の部分的停止とする。
- (ウ) 報酬支払額の制限（減額）については、原則として、本来、指定取消又は指定の全部効力停止相当であるところを利用者保護等の観点から指定の一部効力停止処分へと変更する場合（下記（4）参照）に適用する。

(エ) 報酬支払額の制限(減額)の程度及び期間については、当該処分の態様の変更の趣旨が、利用者のサービス継続性の確保(利用者保護)であることから、事業の継続運営も考慮し、原則として、その程度については、定員超過・人員欠如に関して規定されている7割への制限(減算部分は3割)、その期間については、指定取消処分相当からの変更の場合は6月、指定の全部効力停止相当からの変更のときは3月を標準とする。

(2) 一つの不正行為が二つ以上の処分事由に該当する場合、または手段若しくは結果である行為が他の処分事由にも該当する一連の行為の場合には、原則として、処分事由ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものを適用する。ただし、それぞれの処分事由に応じて、同時に行政処分と勧告・指導を行うことを妨げるものではない。

(3) 二以上の不正行為について併せて処分等を行うときは、それぞれの不正行為ごとに処分等の程度を検討した上で、最も重い程度区分となるものに適宜加重(原則、処分の期間を加重。加重対象不正行為の程度によっては処分の態様を変更)を行う。ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等から、全体として一の行為と認めうる場合には、单一の行為とみなすことができるものとする。

(4) 上記(1)から(3)の過程をすべて検討の上、導き出された処分等の程度の妥当性について、利用者保護及び事業所運営体制等の観点から検証する必要のある内容を定める。この内容を検証して、必要な場合は処分等の程度を変更の上、最終決定する。

4 個別事情による加重・軽減

上記の基本的な処分程度に対し、個別事情による加重や軽減を行う。

加重・軽減の判断基準は以下の表のとおりである。「程度」欄における態様は、前述の「表2 行政処分等の態様(級)及び内容」における態様を指すものとする。加重・軽減の考え方は、例えば人員基準違反の場合、基本的な処分程度は、「表1 基本となる処分等の態様」のとおり「基本となる処分内容：勧告」となる。以下の表を基に加重・軽減を行った結果、加重の程度が「+2級」となった場合は、表2における「勧告（A級）」から2級上の「指定の全部効力停止（C級）」となる。ここでは、「3 基本的な考え方」(1)③のとおり、「処分等の態様が指定の全部効力停止又は一部効力停止となる場合の期間については、基本を3月とする」としているため、加重・軽減の結果、「C級-2号：指定の全部効力停止3月」となる。

(1) 人員基準違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの ・利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの 	+ 2 級(態様) + 1 級(態様)
②故意性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故意^{※1}又は重大な過失^{※2}に基づく行為 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽過失^{※3}に基づく行為で情状をくむべき場合 	+ 1 月(期間) ▲ 1 月(期間)
③常習性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反状況の継続が 1 年以上の場合 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・違反状況の継続が 3 月以下の場合 	+ 1 月(期間) ▲ 1 月(期間)
④組織性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員^{※4}等が実行又は関与(指示)していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行つたもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員等が実行又は関与していないもの 	+ 1 月(期間) + 1 月(期間) ▲ 1 月(期間)
⑤悪質性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該不正行為につき、行政から職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等の指導を受けているにも関わらず正当な理由なく指導に従つていないもの ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの 	+ 2 級(態様) + 1 級(態様) ▲ 1 級(態様)

※ 1 故意とは、自分の行っている行為が何らかの結果をもたらすことを認識していたにもかかわらず、あえてその行為を行つたことを指す。

※ 2 重過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかの注意さえすれば、たやすく違法有害な結果を予見することができた場合であるのに、漫然これを見すごしたような、ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す（最判昭和 32 年 7 月 9 日集民 27 号 55 頁、損害賠償請求事件）。

※ 3 軽過失とは、行うべき注意を欠いている状態であり、特に断りなく過失というときは、この軽過失のことを指す。

※ 4 この役員等とは事業所の管理者も含まれる。

⑥過去5年の行政処分等	【加重の視点】	+3級(態様) +1級(態様) +1級(態様) +1級(態様)
	・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき	
	・同一の不正行為について、行政指導(勧告含む)を受けているとき	
	・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	
	・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき	

(2)運営基準違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	【加重の視点】 ・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすおそれのあるもの ・本基準違反が次に掲げる場合その他の事業者が自己の利益を図るためのものであるとき (1)サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき (2)指定障害児通所支援事業者と指定障害児相談支援事業者間での金品その他の財産上の利益の供与又は収受に関するものであるとき ・利用者の身体の安全に危害を及ぼすおそれのあるもの	+2級(態様) +2級(態様) +1級(態様)
②故意性	【加重の視点】 ・故意又は重大な過失に基づく行為 【軽減の視点】 ・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合	+1月(期間) ▲1月(期間)
③常習性	【加重の視点】 ・違反状況の継続が1年以上の場合 【軽減の視点】 ・違反状況の継続が3月以下の場合	+1月(期間) ▲1月(期間)
④組織性	【加重の視点】 ・役員等が実行又は関与(指示)していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行つたもの	+1月(期間) +1月(期間)

	<p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員等が実行又は関与していないもの 	▲ 1月(期間)
⑤悪質性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準違反が定員超過利用の場合であって、行政から定員の超過利用の解消の指導を受けているにも関わらず正当な理由がなく定員超過が2月以上継続しているとき ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所が不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの 	+ 2級(態様) + 1級(態様) ▲ 1級(態様)
⑥過去5年の行政処分等	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ・同一の不正行為について、行政指導(勧告含む)を受けてているとき ・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき ・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき 	+ 3級(態様) + 1級(態様) + 1級(態様) + 1級(態様)

(3) 人格尊重義務違反

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生命又は身体の安全に重大な危害を及ぼすもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼさないもの並びに利用者の財産を著しく侵害しないもの 	+ 1級(態様) ▲ 1級(態様)
②故意性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故意又は重大な過失に基づく行為 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合 	+ 1月(期間) ▲ 1月(期間)

③常習性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正行為の継続が3月超の場合 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正行為の継続が3月以下の場合 	+ 1月(期間) ▲ 1月(期間)
④組織性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員等が実行又は関与(指示)していたもの 役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行つたもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員等が実行又は関与していないもの 	+ 1級(様態) + 2月(期間) ▲ 1級(様態)
⑤悪質性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの 	+ 1級(態様) ▲ 1級(態様)
⑥過去5年の行政処分等	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき 不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき 同一の不正行為について、行政指導(勧告含む)を受けているとき 別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき 	+ 1級(態様) + 1級(態様) + 4月(期間) + 2月(期間)

(4)不正請求

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正請求額が事業所の年間収入(給付額及び利用者負担額)の概ね10%以上の場合 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不正請求額が事業所の年間収入の概ね1%未満の場合(ただし、不正請求の内容が明確な架空請求等、著しく悪質な場合は軽減の対象としないことができる。) 	+ 1級(態様) ▲ 1級(態様)

②故意性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故意又は重大な過失に基づく行為 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合 	+ 1 月(期間) ▲ 1 月(期間)
③常習性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正行為の継続が 1 年以上の場合 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正行為の継続が 3 月以下の場合 	+ 1 月(期間) ▲ 1 月(期間)
④組織性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員等が実行又は関与(指示)していたもの ・役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行つたもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員等が実行又は関与していないもの 	+ 1 月(期間) + 1 月(期間) ▲ 1 月(期間)
⑤悪質性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取ったもの 	+ 1 級(態様) ▲ 1 級(態様)
⑥過去 5 年の行政処分等	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき ・不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき ・同一の不正行為について、行政指導(勧告含む)を受けているとき ・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき 	+ 1 級(態様) + 1 級(態様) + 4 月(期間) + 2 月(期間)

(5)不正の手段による指定

項目	内容	程度
①利用者被害、法益を侵害している様態・程度	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 明らかに勤務することが不可能な者の名義を使用して指定申請を行うなど申請に重大明白な瑕疵があり、事業開始後も人員基準違反等の状態が継続していたもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定申請時の勤務予定者が勤務できなくなつたが申請の変更を行わず、そのまま指定を受けた場合で、事業開始時には人員基準違反等の状態が解消されていたもの 	+ 1 級(態様) ▲ 1 級(態様)
②故意性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 故意又は重大な過失に基づく行為 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽過失に基づく行為で情状をくむべき場合 	+ 1 月(期間) ▲ 1 月(期間)
③常習性	—	
④組織性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員等が実行又は関与(指示)していたもの 役員等が不正行為を認識しながら隠ぺいを行つたもの <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 役員等が実行又は関与していないもの 	+ 1 月(期間) + 1 月(期間) ▲ 1 月(期間)
⑤悪質性	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 監査時に、虚偽報告、虚偽答弁の事実が認められたもの 不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が3月超の場合 <p>【軽減の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所として不正行為の事実を知り得た時点で速やかに報告又は改善措置を取つたもの 不正の手段による指定申請に起因する基準違反等の継続が3月以下の場合 	+ 1 級(態様) + 1 月(期間) ▲ 1 級(態様) ▲ 1 月(期間)
⑥過去5年の行政処分等	<p>【加重の視点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 同一の不正行為について、命令又は指定の効力停止処分を受けているとき 不正行為を主導した者が他の事業所で不正行為 	+ 1 級(態様) + 1 級(態様)

	<p>を主導したことがあり、その事業所が当該不正行為により行政処分等を受けているとき</p> <ul style="list-style-type: none">・同一の不正行為について、行政指導(勧告含む)を受けているとき・別の不正行為について、勧告、命令又は指定の効力の停止処分を受けているとき	<p>+ 4月(期間)</p> <p>+ 2月(期間)</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

5 利用者保護及び事業所運営体制等による変更(全処分事由共通)

前述までのとおり、事由により定めた基本的な処分程度に加重、軽減を行った後、さらに利用者保護や運営体制に対する評価を行う。

項目	内容	変更程度
①利用者保護	<ul style="list-style-type: none"> ・指定取消又は指定の全部効力停止相当であるが、代替サービスの確保の見込みが立たず、利用者へのサービス継続の必要性の観点から当該事業所の運営継続がやむを得ないと判断される場合であって、不正行為の要因が除去され、適切なサービス提供が行われる見込みがあるとき 	指定取消又は指定の全部効力停止を一部効力停止へ変更
②運営体制等	<ul style="list-style-type: none"> ・勧告(指導)相当であるが、事業者の役員又は事業所の管理者の法令等の知識が欠如、職員の児童福祉に関する知識・技術が欠如又は組織体としての運営体制の不備等により、新規利用者を受け入れる状態にないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき ・勧告(指導)又は指定の一部効力停止相当であるが、事業者の役員又は事業所の管理者の法令等の知識が甚だしく欠如、職員の児童福祉に関する知識・技術が著しく欠如又は組織体としての運営体制の著しい不備等により、現行の状態での事業継続が利用者への不利益へつながるおそれがあることから事業を継続させることが適当でないと見込まれる場合であって、役員等に改善の意思があり一定の期間を経て改善される見込みがあるとき ・上記の場合又は指定の全部効力停止相当であって、役員等に改善の意思が見られず改善される見込みがないとき 	<p>勧告(指導)を一部効力停止へ変更</p> <p>勧告(指導)又は指定の一部効力停止を全部停止へ変更</p> <p>勧告(指導)並びに指定の一部又は全部効力停止を指定取消へ変更</p>

6 その他の留意点

（1）人員基準違反及び運営基準違反の場合

法の規定では、「条例で定める員数を満たすことができなくなったとき」及び「基準に従って適正な指定通所支援（指定障害児相談支援）の事業の運営をすることができなくなったとき」とされていることから、監査時以前の過去の一時期に基準違反があったが監査時には基準が満たされている場合は、行政処分等の事由には該当しない。ただし、人員基準違反に起因する不正請求等は当然のことながら行政処分等の事由に該当する。

（2）不正請求の場合

サービス提供記録等が全部又は一部存在しない並びに不備がある場合等は、明確に運営基準に違反していると考えられるが、不正請求と認定するに当たっては、関係者の証言や他の諸記録との整合性等を調査し、経験則によればサービス提供が不可能であったと推認できるか否か判断を行うことが必要である。

この場合、経験則による不正請求の推認を行うに当たり、事業者側に特段の主張がないか確認しておくことも慎重な判断を行う上での一助になると考えられる。

（3）不正の手段による指定の場合

不正の手段による指定を処分事由として指定取消を行う場合は、原則として指定時に遡り指定の効力が取り消されるものであり（その他の処分事由による指定取消は、処分日から指定の効力が取り消される）、指定後に受領した給付費等は全額返還対象となる。

なお、不正の手段による申請を処分事由として指定の全部又は一部効力停止を行う場合は、指定の効力は処分日から停止される。

7 適用年月日

この処分基準は令和7年8月15日から適用する。